個人情報保護法改正• マイナンバー

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情 報保護法」という)が施行されてから10年が経 過した昨年9月に同法の改正法が成立しました。 この間、個人情報に対する意識は高まりを見せ、 また、多くの個人情報漏えい事件が取り上げられ る中、企業の個人情報管理に関するコンプライア ンス意識も高まりを見せてきました。また、本年 1月からは、本格的にマイナンバーの利用が開始 されました。

このような、個人に関する情報の取り扱いについ ての顧客へのアドバイス、あるいは、弁護士業務、 事務所運営における個人情報の管理、保護、マイ

ナンバーの取り扱いについて、個人情報に関する 法制に精通しておられる牧田潤一朗弁護士、水町 雅子弁護士、出口かおり弁護士に解説していただ いており、実務において、参考にしていただければ 幸いです。

(富田 寛之)

CONTENTS

- 平成 27 年個人情報保護法改正の概要
- 民間事業者におけるマイナンバー対応のポイント
- 個人情報漏えい時の対応(行政機関への報告や 賠償事例を含む)

平成27年個人情報保護法改正の概要

第二東京弁護十会会員 牧田 潤一朗(57期)

はじめに

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報 保護法 | という) の改正法 (以下「新法 | という) は、 平成27年9月に成立した。新法は、一部が既に施行 されているが、公布日(平成27年9月9日)から2年 を超えない日に全面施行される。

現行の個人情報保護法(以下「現行法」という)は、 平成15年に成立し、平成17年4月に全面施行された。 同法は、基本法制として、個人情報保護の基本理念、 国及び地方公共団体の責務・施策等を定めるのみな

らず、民間部門における個人情報取扱事業者の具体 的な義務を定めている。新法は、この民間部門にお ける具体的な義務について大きな改正を行うもので ある。

本稿では、弁護士が個人情報保護法に関する相談 を受けた際に頭に置いておくべき改正点を中心に、新 法の概要を紹介する。なお、本稿で紹介する新法の 条文番号は、全面施行時のものである(新法全面施 行版は個人情報保護委員会のウェブページ (www. ppc.go.jp/files/pdf/personal_law.pdf) で入手できる ので併せて参照していただきたい)。

2 改正の背景

(1) ビッグデータ社会

改正の背景として、1つは、ビッグデータ社会への 対応がある。技術の進展により、大量の情報の収集、 蓄積、加工、分析等が容易となり、多種多様かつ大 量のデータ(ビッグデータ)の活用が様々な場で考え られている。例えば、インターネット上の検索履歴、 ショッピングサイトでの購入履歴, Facebook等で利 用者が書き込むプロフィール・コメント, GPS・IC カード (スイカ、パスモなど) で把握される位置情報、 乗車履歴等の個人に関する様々なデータがその具体例 である。これらのデータについて、事業者は利用を促 進したいと考える一方で、消費者は自分が知らないう ちに日常生活が第三者に把握され利用されているので はないかといったプライバシーの不安が生じている。 具体的な社会問題としては、JR東日本がスイカの乗 降履歴を販売しようとしたことに強い反発が起こった ことが挙げられる。そこで、ビッグデータの利用につ いて一定のルール作りが必要と考えられた。

(2) 漏えい問題

2つめは、個人情報漏えい問題への対応である。株式会社ベネッセコーポレーションから個人情報が漏えいし、名簿業者を通じて流通したことは記憶に新しい。自分の情報を追跡して(トレーサビリティ)、自分の知らないところで流通することのないように対応できる仕組みが考えられた。

(3) グローバル化

3つめは、グローバル化への対応である。インターネットを利用するなどして、個人情報は容易に外国との間でやり取りされるようになっている。個人情報保護

も国内だけでは対応ができないことから、外国とやり取りする個人情報にも対応可能な条項が整備された。また、EUとの関係では、EUデータ保護指令25条が、EU加盟国からの越境データ移転について、移転先が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができると規定しているが(いわゆる十分性認定)、現行法では十分性認定が受けられないとの観点から、新法で整備している。

3 個人情報等の定義の整備

個人情報保護法において,定義部分は,個人情報 取扱事業者等の義務規定の適用範囲を画する重要部 分である。

(1) 個人情報の定義の明確化(新法2条1項, 2項)

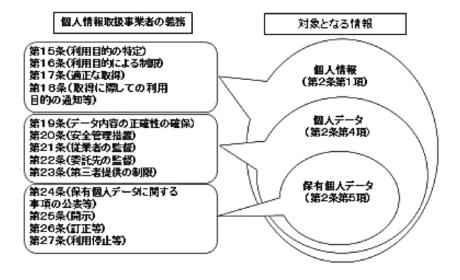
現行法の「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)」である。

新法は、生存する個人に関する情報であって、「個人識別符号が含まれるもの」を個人情報として追加した。現行法では、氏名等がない場合に個人識別符号だけで個人情報に該当するかどうか判断しにくい場合があったが、その該当性を明確にする趣旨である。

「個人識別符号」とは、次の①②のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう(新法2条2項)。

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用 に供するために変換した文字、番号、記号その他 の符号であって、当該特定の個人を識別すること 図表1

個人情報取扱事業者の義務(旧法)



*第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報保護法一パーソナルデータ保護法制の最前線一』(新日本法規)40 頁から引用

ができるもの

②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

政令はまだ定められていないが、新法制定時の政府答弁を前提にすると、①の例として、指紋認証データ、顔認識データ、②の例として、運転免許証番号、旅券番号が挙げられる(平成27年3月25日衆議院内閣委員会における平副大臣答弁)。

(2) 要配慮個人情報の新設(新法2条3項)

現行法は、個人情報の秘匿性を考慮していなかった。しかし、新法は「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するも

のとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を 「要配慮個人情報」とした。

要配慮個人情報は特に他人に知られたくない情報であることから、新法では、本人の同意なく取得することを原則として禁止し(新法17条2項、ただし、本人等が公表している場合、法令に基づく取得などは許容されている(新法17条2項各号))、本人は、この違反に対して、利用停止請求ができる(新法30条1項)。また、要配慮個人情報を含む個人データはオプトアウト方式による第三者提供(後述)をすることもできない(新法23条2項)。このように要配慮個人情報は、通常の個人情報よりも厳格な規制がされている。

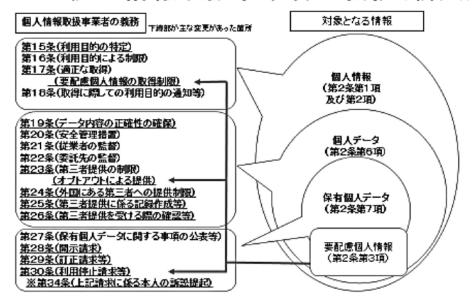
(3) 個人情報取扱事業者の拡大 (新法2条5項)

現行法は、「個人情報取扱事業者」について、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」としつつ、小規模事業者(個人情報データベースを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内に5000を超えない者)を除外していた(いわゆる5000件要件)。

新法は、この小規模事業者の除外規定を削除した。

図表2

個人情報取扱事業者の義務(新法)



*第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報 保護法ーパーソナルデータ保護法制の最前線ー』(新日本法規)40 頁から引用

このため、現行法では5000件要件により個人情報 取扱事業者でないとされていた者(中小企業、自治 会など)も該当することになる。個人情報保護法の 義務規定の適用範囲を拡大する重要な変更である。 もっとも、新法では「個人情報データベース等」(新 法2条4項)の定義において、「利用方法からみて個 人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令 で定めるものを除く」という文言を追加している。政 令により除外されるものとして、電話帳、カーナビ、 同窓会名簿、自治会名簿等が予定されている。そう すると、例えば単に連絡目的で自治会名簿だけを取 り扱う自治会においては、当該自治会名簿は「個人 情報データベース等」に該当せず、個人情報データベ ース等を事業の用に供していないということになり、 「個人情報取扱事業者」に該当しないと考えられる。

4 個人情報取扱事業者の義務

(1) 概観

現行法と新法の変更点を概観すると上記の**図表 1・ 図表 2** のとおりである。対象となる情報に前述の「要配慮個人情報」が追加されたこと、個人情報取扱事

業者の義務として、24~26条が追加されたこと、34 条に訴訟提起に関する条項が追加されていることがわ かる。

(2) オプトアウト方式による第三者提供に関する規制 の強化 (新法23条2項~4項)

現行法は、第三者へ個人データを提供することを 利用目的としている事業者(例えば住宅地図事業者) について、本人の求めに応じて提供停止とすること (オプトアウト)等の一定の要件を満たせば、あらか じめ本人の同意がなくても第三者へ個人データを提供 することを可能としている(いわゆるオプトアウト方 式による第三者提供)。しかし、事業者がインターネ ット等でオプトアウトする旨を公表していても、本人 はオプトアウトをしているそれぞれの事業者を調べて 提供停止の申し出をすることは実際上困難であった。

新法では、個人情報取扱事業者がオプトアウト方式で個人データ(要配慮個人情報は除外され提供できない)を第三者提供する場合には、新たに設置された個人情報保護委員会に届け出る義務を追加し、個人情報保護委員会がまとめて公表することにした。これにより、本人は、個人情報保護委員会の公表情

報を確認すればよく,提供停止の申し出がしやすくな ると考えられる。

(3) 外国にある第三者への提供の制限(新法24条)

新法は、グローバル化への対応として、個人情報 取扱事業者が外国にある第三者へ個人データを提供 する場合には、原則として、あらかじめ外国にある第 三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければな らないこととした。この同意は、第三者提供の同意と は異なる。国内で事業を行う者でも、外国のサーバー に個人データを保管するような場合には、影響を受け うる。

ただし,個人情報保護委員会規則に基づき提供先の個人情報保護が十分であると認められる場合(日本と同等の保護制度と認定された外国にある第三者や認定されない外国にあっても十分な保護措置の体制を取っている第三者)の例外も認められる。この場合には,国内での第三者提供と同じ規制になり,要件が大きく異なるので,外国にある第三者への個人データ提供については,個人情報保護委員会規則に注意する必要がある。

なお、グローバル化との関係では、日本国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が外国で当該個人情報等を取り扱う場合についても個人情報保護法の一部を適用する旨の規定が新設され(いわゆる域外適用)、外国の執行当局への情報提供に関する規定も設けられた(新法75条、78条)。

(4) 第三者提供に係る確認及び記録の作成 (新法 25条, 26条)

現行法では、個人情報取扱事業者が個人データを 第三者提供し、又は第三者提供を受ける際に、記録 を作成する義務はない。しかし、前述の個人情報漏 えい事件などを受けて、個人情報を追跡できること (トレーサビリティ)が必要とされた。

新法では、個人情報取扱事業者が第三者提供をした場合には、原則として、その提供記録(提供年月日、提供先の名称等)を作成し、一定期間保存することを義務付けられる(新法25条)。また、第三者から個人データを受領した個人情報取扱事業者は、原則として、提供者の代表者、提供者が当該個人データを取得した経緯を確認し(これに対し虚偽を述べると罰則がある(新法88条1号))、その提供記録(提供年月日、提供元の名称等)を作成し、一定期間保存することが義務付けられる(新法26条)。

国,地方公共団体等に提供する場合,法令等に基づく第三者提供の場合(新法23条1項各号)又は委託等の場合(新法23条5項各号)においては,これらの義務は課されないが,本人の事前同意を得て第三者提供する場合(新法23条1項柱書)は,除外されないので注意が必要である。

具体的な確認・記録方法は,個人情報保護委員会 規則等により定まる。事業者には相当の負担増になる 可能性があり、今後の議論動向に注意が必要である。

なお、個人情報漏えいとの関連では、個人情報データベース等提供罪が新設された(新法83条)。これは個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が個人情報データベース等(全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む)を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰するものである。

(5) 保有個人データの開示等の請求訴訟 (新法28~30条,34条)

現行法においては、本人からの保有個人データの

図表3

項目	処理	匿名化情報
①お客様番号	ハッシュ化	A0F567BB2D
②氏名	削除	
③住所	抽象化・一般化	福岡県太宰府市
④生年月日	階級区分化	50代
⑤性別	(処理なし)	男
⑥職業	抽象化・一般化	公務員
⑦購入日時	抽象化・一般化	2015年(平成 27年)5月5日午前
⑧購入商品	抽象化・一般化	菓子
⑨購入金額	ランダム増減	2,901 円

^{*} 第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報 保護法ーパーソナルデータ保護法制の最前線一』(新日本法規) 119 頁から引用

開示,訂正,利用停止の求めについて,裁判上請求できる権利か否かに争いがあり,これを否定する裁判例もあった。しかし,裁判上の請求ができなければ,本人による自己情報コントロール権の保護が不十分であるため,新法は,裁判上請求できることを明示する趣旨で「請求することができる」とした。ただし,訴えられる個人情報取扱事業者側とのバランスから,すぐに提訴できるわけではなく,原則として,被告となるべき者にあらかじめ請求を行い,請求の到達日から2週間を経過しなければ提訴できないこととしている(新法34条1項)。

5 匿名加工情報及びその取扱いに関する 義務規定の新設

新法は、ビッグデータを活用するため、第三者提供に本人同意が不要な匿名加工情報及びその取扱いに関する規定を整備した。現行法には無かった概念及び取扱いであり、今後の運用が注目される。

(1) 匿名加工情報の意義(新法2条9項)

匿名加工情報とは、一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものである。

匿名加工情報は、他の情報との照合により容易に 特定の個人が識別される状態にあるとはいえず、個人 情報に該当しない(宇賀克也「個人情報・匿名加工情報・個人情報取扱事業者」ジュリスト1489号36頁)。また、統計情報のように個人に関する情報とも言えない程度まで抽象化した場合には匿名加工情報にもならず、個人情報保護法の対象外である(「座談会個人情報保護法・マイナンバー法改正の意義と課題」ジュリスト1489号18頁向井治紀発言参照)。

参考イメージとしては、生のデータを**図表3**のように処理したものである(具体的な加工方法例は、第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編集『Q&A 改正個人情報保護法―パーソナルデータ保護法制の最前線―』(新日本法規)116頁以下〔宮内宏執筆〕を参照されたい)。

匿名加工情報は、ビッグデータ活用のため、本人の同意なしに第三者にデータを提供することが可能な個人識別性を低減させたデータ類型を創設することを趣旨としている。ただし、実務上、どのようにしてどの程度まで個人識別性を低減させればよいかは元データの種類により様々であり現時点では明確に定まっていない。後述の認定個人情報保護団体や個人情報保護委員会による議論・検討で定まっていくと思われる。

(2) 匿名加工情報作成者の義務(新法36条)

個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成すると きは、以下の義務が課せられる。ただし、義務が課 される「匿名加工情報」は、後述の匿名加工情報取 扱事業者の義務を含め、「匿名加工情報データベース等」(匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの)を構成するものに限定されている点(新法36条1項)に注意が必要である。

- ①特定個人の識別及び復元ができないようにする適正 加工義務(新法36条1項)
- ②削除した記述や加工方法に関する情報等の安全管 理義務(新法36条2項)
- ③匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目 の公表義務(新法36条3項)
- ④第三者提供時の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法の公表義務並びに匿名加工情報である旨の明示義務(新法36条4項)
- ⑤識別禁止義務(新法36条5項)
- ⑥匿名加工情報の安全管理措置, 苦情の処理等の必要な措置を講じ, かつ, 当該措置の内容を公表する努力義務(新法36条6項)

(3) 匿名加工情報取扱事業者の義務等 (新法37 条,38条)

匿名加工情報取扱事業者(匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者(新法2条10項))は、以下の義務を負う。ただし、自ら匿名加工情報を作成した者は、前述の新法36条の義務が課されており、ここでは除かれる。

- ①第三者提供時の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及び提供方法の公表義務並びに匿名加工情報である旨の明示義務(37条)
- ②個人情報から削除された記述等若しくは個人識別

符号又は加工方法に関する情報取得の禁止義務 (38条)

- ③識別禁止義務(38条)
- ④匿名加工情報の安全管理措置, 苦情の処理等の必要な措置を講じ, かつ, 当該措置の内容を公表する努力義務(39条)
- 6 認定個人情報保護団体制度の強化 (新法47~58条)

(1) 認定個人情報保護団体の意義

認定個人情報保護団体は、構成員である個人情報 取扱事業者等の対象事業者について本人等からの苦 情を受けて処理する業務を行う他、個人情報保護指 針を定めて対象事業者に遵守させるなどして、業界等 の自主的な個人情報保護の取り組みを推進する団体 である。

認定個人情報保護団体については、現行法でも規定されていたが、存在が希薄であるとされていた。新法では、同団体が匿名加工情報の作成方法などを定め、対象事業者を指導監督することが予定されており、匿名加工情報を作成・利用する業界では、特に実務的に重要な存在となる可能性がある。

(2) 個人情報保護指針

個人情報保護指針は、認定個人情報保護団体が構成員等における個人情報の適正な取扱いの確保のために任意に定めるもので、その内容は、個人情報に関しては、利用目的の特定の方法、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続などであり、匿名加工情報に関しては、作成の方法、安全管理のための措置などである。

新法は、新たに個人情報保護指針の定め方を法定

し、法的効果も強化している (新法53条)。すなわち、個人情報保護指針は、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて作成するよう努めなければならず、個人情報保護委員会への届け出が義務付けられ、個人情報保護委員会はこれを公表しなければならない。個人情報保護指針が公表されたときは、認定個人情報保護団体は、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。この指導監督措置は、現行法では努力義務であったものを新法で義務としたものであり、今後は、認定個人情報保護団体により積極的な指導監督措置がなされることが予想される(怠ると認定個人情報保護団体が個人情報保護委員会から改善命令を受けたり認定を取り消されたりする可能性がある)。

7 個人情報保護委員会の設置 (新法40~44条, 59条~74条)

(1) 経緯

現行法では、民間部門の個人情報保護についての 監督機関は事業分野ごとの主務大臣制が取られており、統一的な機関が存在しなかった。現行法制定時にも統一的な機関の導入が議論されたが、縦割り行政を引きずった形になった。しかし、主務大臣による 監督権限行使の例は乏しく、平成26年のベネッセ事件においては、漏えいした個人情報を取得し、第三者提供することについて、主務大臣が不明であるとして、経済産業省が指定されるような状況であった。このままでは、EUの十分性認定も受けられないおそれがあり、新法では、統一的な監督機関として、これまでマイナンバー関係を取り扱ってきた特定個人情報保護委員会を改組する形で個人情報保護委員会を 設置することとした。個人情報保護委員会の設置に 関する規定は平成28年1月1日に施行され、同委員会 は設置済みである。

(2) 組織・権限

個人情報保護委員会は、公正取引委員会と同様の独立性の高い委員会である(いわゆる独立行政委員会)。委員長及び委員は8名である(4名は非常勤)。主な所掌事務は、基本方針の策定及び推進、個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督、認定個人情報保護団体に関すること、特定個人情報(マイナンバー関係)の取扱いに関する監視監督である。

個人情報取扱事業者等に対する監督手段としては、 ①報告・資料提出要求(新法40条1項),②立入検査(新法40条1項),③指導・助言(新法41条),④ 勧告(新法42条1項),⑤命令(新法42条2項,3項)があり、従わない場合には罰則が定められている。

権限行使の主体が主務大臣から個人情報保護委員会に変わっても、権限行使にあたっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないとされ、報道機関が報道目的で取り扱う場合、著述業を行う者が著述目的で取り扱う場合、大学等の学術研究機関が学術研究目的で取り扱う場合、宗教団体が宗教活動目的で取り扱う場合における個人情報取扱事業者等からこれらへの個人情報等の提供については権限を行使しないものとされていることは変わらない(新法43条)。

個人情報保護に関する統一的な機関ができたことで、主務大臣制よりも迅速で専門性が高く実効的な指導監督が期待される。個人情報保護委員会からの情報発信については実務に大きな影響を与えることが予想されるため、注意が必要である。

民間事業者におけるマイナンバー対応のポイント

第二東京弁護士会会員·前特定個人情報保護委員会上席政策調查員·元内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐 水町 雅子 (61期)



1 民間事業者がマイナンバーを 取り扱う理由

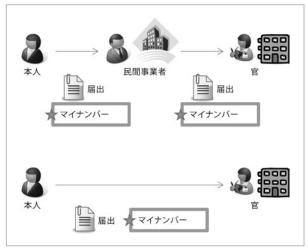
マイナンバー制度の主眼は、マイナンバーを官が活用することで、行政事務の正確化・効率化を図ること、 国民の利便性を高めることであるが、官がマイナンバーを活用するためには、行政手続を行う個人や民間事業者等においても、マイナンバーが利用される必要がある。

例えば、年金や健康保険などでマイナンバーを取り扱うためには、その手続でも、「マイナンバー○番の誰がこの保険料を支払っている」などと、マイナンバーを使っていく必要がある。また、税務署がマイナンバーを活用するためには、支払を受けた側からの申告書にマイナンバーを記載させることで、誰がいくら支払を受けたと申告しているかを把握する必要がある。また支払を受けた側だけではなく、支払を行った側からも、誰にいくら支払を行ったかを給与所得の源泉徴収票やその他の法定調書に記載させ、その提出を受けることで、マイナンバーを基に、支払を受けた側からの資料と支払を行った側からの資料と支払を行った側からの資料を突き合わせて、所得の把握に役立てることができる。

そのため、一般個人は、税務署やハローワーク、地方公共団体等に対し申告・申請等を行う際に、自身の氏名、住所などと共に、マイナンバーを申告書などに記載することが求められる。また税務署やハローワーク等に対する手続書類等を作成する民間事業者に対し、自身の氏名、住所などと共に、マイナンバーを告知することが必要となる。そして民間事業者は、従業者などから提示を受けたマイナンバーを、税務署やハ

ローワーク等に対する手続書類等に記載して提出する。 つまりマイナンバーは、一般個人たる従業員等から 民間事業者へ、そして民間事業者から官へと、また 一般個人から官へと、届け出られることが予定されて いる(図表1参照)。

図表1 マイナンバーの告知の流れ



*筆者作成

2 民間事業者としての マイナンバーとの関わり

民間事業者がマイナンバーとかかわるのは、一般個人としての立場と、中間者たる民間事業者としての立場である。一般個人としてのマイナンバーとの関わり、弁護士としてのマイナンバーとの関わりについては紙幅の都合上割愛し*1、本稿では、民間事業者がマイナンバーとどのように関わるのかについて述べる。

民間事業者は,税・社会保障の手続で,対象者の 氏名,住所などと合わせてマイナンバーを取り扱うこ

^{*1:}一般個人とマイナンバーの関わりについては、拙著『やさしいマイナンバー法入門』(商事法務、2016年)、『あなたのマイナンバーへの疑問に答えます』(中央経済社、2015年)、弁護士とマイナンバーの関わりについては、「マイナンバー制度と弁護士のかかわり」『NIBEN Frontier』2016年1・2月合併号、「番号制度と弁護士業務―民事執行・消費者被害等への活用のために」『自由と正義 2014年 Vol.65 No.9 [9月号] 』等参照。

図表2 民間事業者とマイナンバーの関わり

マイナンバーはこんな時に使います 従某員 マイナンバー 社会保険関係 手結 従業員及び事業者の マイナンバーを記載 HE CAN **船与支払報告書** 源泉微収票 給与支払報告書 の提出 の作成 料務等・市町村 厚生年金保険 被保険者資格 取得届の作成 従業員及び事業者のマイナン バー(又は法人番号)を記載 マイナンバー (又は法人番号) 9876 健康保険被保険者 資格取得届の作成 支払調書の提出 老資格取得届の

*内閣官房ウェブサイトから引用

とになる。マイナンバーは税・社会保障・災害対策で利用されるが、このうち災害対策は原則として民間事業者が手続に関与するものではないことから、民間事業者は前二者の税・社会保障でマイナンバーを取り扱うことになる。またマイナンバーは現状、官が活用する制度であることから、民間事業者が営利目的でマイナンバーを取り扱うことはなく、原則として行政手続やそれに準じた手続でのみ、マイナンバーを取り扱うことになる。

(1) 税の手続

まず税分野では、法定調書にマイナンバーを記載することが税法上求められる。法定調書とは、所得税法、相続税法、租税特別措置法等により税務当局に提出が義務付けられている資料をいう*2。多くの者にとってなじみの深い法定調書としては、「給与所得の源泉徴収票」が挙げられる。同源泉徴収票であれば、給与を支払っている従業員のマイナンバーを記載する。弁護士に馴染みの深い法定調書としては、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」があるが、これには、報酬を支払った弁護士、税理士、講演者、執筆者、デザイナーなどのマイナンバーを記載する。

つまり、マイナンバーのために、現行の税務手続と 異なる手続が求められるものではなく、現行の税務手 続の中で、マイナンバーという情報項目が追加される ものである。民間事業者が取り扱うマイナンバーは、 現行の法定調書の対象者のものである。税分野で取 り扱うマイナンバーを把握するためには、まずその民 間事業者が提出している法定調書、今後提出しなけ ればならない法定調書を確認し、それらの法定調書に 記載すべきマイナンバーを確認すればよい。

(2) 社会保障の手続

社会保障では、従業者の健康保険の手続、雇用保険の手続などで、手続書類などへ従業員とその扶養家族のマイナンバーを記載することが求められる。社会保障分野でも、マイナンバーのために、現行手続とは異なる手続が求められるものではなく、現行手続の中の情報の一項目として取り扱われるものである。したがって、これまで行ってきた社会保障手続のいくつかにおいて、マイナンバーを取り扱っていくことになる。具体的には、ハローワークや健康保険組合、年金事務所等に提出する書類の様式にマイナンバー欄が記載される予定であるので、様式に従っていく。

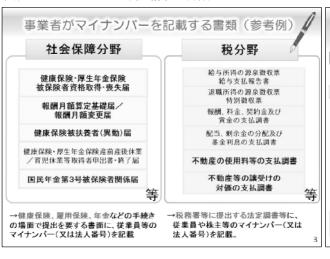
社会保障は従業員と扶養家族に対して原則として 行うものであるので、社会保障分野で取り扱うマイナ ンバーは、従業員と扶養家族である。

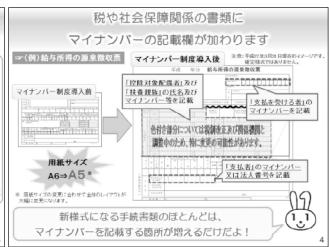
(3) 小括

民間事業者が取り扱うマイナンバーは,基本的に 従業員と扶養家族のものである。外部者については, 税務分野で法定調書を提出する必要のある対象者に 限定される。通常の民間事業者であれば,さほど外部 者のマイナンバーを取り扱う場面は多くないが,出版 社などの場合は,個人著者への支払も多いことから, 外部者のマイナンバーを取り扱うことが多くなると考 えられる。また,証券会社や保険会社は,個人顧客 に対して法定調書を提出する場面が多いことから,こ れらの会社においては、外部者のマイナンバーを取り

^{*2:} 法定調書の種類については、https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/tins/n08.htm等参照。

図表3 マイナンバーを記載する書類





*内閣官房ウェブサイトから引用

扱うことが多い。これに対して銀行は、平成30年以降、 預貯金口座とマイナンバーが紐づくまでの間は、個人 顧客に対して法定調書を提出する場面が少ないことか ら、外部者のマイナンバーを取り扱うことは少ないと 考えられる。

3 民間事業者がマイナンバーを取り扱う 際のポイント

(1) マイナンバーを取り扱う事務の流れ

民間事業者がマイナンバーを取り扱う流れはシンプルであり、下記の**図表4**の通りである。

マイナンバーは個人情報の一種ではあるが、これが 悪用されるとこれまでの個人情報以上にプライバシー などに対し甚大な被害を与えるおそれもあることから、 マイナンバーを取り扱う際は、さまざまなルールを遵守 することが求められる。マイナンバーは税・社会保障・ 災害対策の3分野のうち、法令で定められた事務でしか 利用できないこととされている。またマイナンバーの取 得、提供、利用などに際しては、マイナンバー法(行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律)上、厳しい制限が規定されている。

そこで、ここでは、マイナンバーの取得、利用、提供、管理、廃棄というフェーズごとに、重要となるポイントと法規制について、次に述べていきたい。本稿では紙幅の都合から、ポイントを簡潔に述べるにとどめるため、詳細については拙著『担当者の不安解消!マイナンバーの実務入門』(労務行政、2016年)、字

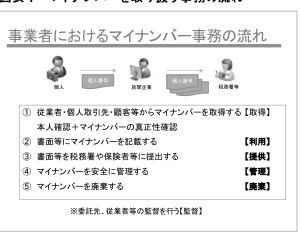
賀克也=水町雅子=磯村建『論点解説 マイナンバー 法と企業実務』(日本法令,2015年) などを参照さ れたい。

(2) マイナンバーの取扱場面の洗い出し

まずは、マイナンバーを「何のために」「誰が」「何 と」「どのように」取り扱うかを把握する。

民間事業者がマイナンバーを取り扱うことができるのは、原則として税・社会保障の手続のみである。主に人事・総務・経理部などがマイナンバーを取り扱っていくことが考えられるが、漠然と「税・社会保障手続のために担当課が取り扱う」とするだけでは、違法行為のリスクがある。マイナンバーは利用範囲等が厳格に限定されているため、事業者として必要な場面を特定しなければ、必要な範囲以上にマイナンバーを取り扱って違法になるおそれがあるからである。その

図表4 マイナンバーを取り扱う事務の流れ



*筆者作成

ため、当該事業者において実施している社会保障手続と税務手続を確認し、何のために(どの手続で)、誰が、どのような情報をマイナンバーと共に取り扱うかを明確にすることが必要である。

もっとも、膨大な作業や難しい洗い出し作業が要求 されるわけではない。事業者はマイナンバー以前から社 会保障手続・税務手続を行っており、その担当課、取 扱情報も確定している。マイナンバーと関係する手続、 担当課、取扱情報、取扱いの流れを、最初に確認し ておく趣旨であり、膨大な時間を要する作業ではない。

(3) マイナンバーの取得

ア 取得等の制限

次に、マイナンバーは、必要以上に取得しないことに十分留意しなければならない。マイナンバーは収集できる場合が法律上限定されており、必要がないのにマイナンバーを取得しておくと、違法となるおそれがある(マイナンバー法20条)。さらにいえば、実際に取得に至らなかったとしても、法律上認められていない場合に、マイナンバーの提供を求めることも、違法となる(マイナンバー法15条)。

税務手続や社会保障手続で誰のマイナンバーが必要となるか厳密に洗い出し、それ以上にマイナンバーを取得しないよう、徹底しなければならない。例えば、扶養の範囲外の家族等で税務手続・社会保障手続でマイナンバーを必要としない者のマイナンバーを取得しないようにするなど、注意が必要である。

イ 本人確認

マイナンバーを本人又は代理人から取得する場合は、本人確認が義務付けられる(マイナンバー法16条)。本人確認は、実在確認と番号確認の2種を行

わなければならない。前者の実在確認とは、なりすまされたりしていず本人であることの確認である。 身分証明書等で確認する。後者の番号確認とは、マイナンバーに間違いがないことの確認である。個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等で確認する。

なお、個人番号カードは身分証明書にもなるものであるため、個人番号カードがあれば1枚で実在確認と番号確認が可能である。通知カードや住民票の写しの場合には、これらとは別に身分証明書が原則として必要となる。但し、従業者の場合などは、採用時に本人確認を行っていれば、実在確認が不要となる(マイナンバー法施行規則3条5項)。

以上が原則パターンであるが、この他にも本人確認として認められる方法は多岐にわたるため、詳細はマイナンバー法施行令、マイナンバー法施行規則を確認されたい。

ウ その他取得に関する留意点

さらに、マイナンバーを取得する際は、個人情報 保護法に基づき利用目的を明示等すること(個人 情報保護法18条)、漏えい・紛失等がないように 安全面に配慮すること、マイナンバーの変更に留意 することが必要である。

なお、マイナンバーの提供を受けられなかった場合の対応については、紙幅の都合上、簡単にとどめる*3が、取得を受けられなかった経緯等について記録を残し、事業者の義務懈怠ではないことを明らかにすればよい。税務署等もマイナンバーが空欄の書面を受け付ける旨を公表しているため、過剰に反応することなく、淡々と記録を残し、マイナン

^{*3:}詳細は、拙著『担当者の不安解消! マイナンバーの実務入門』(労務行政、2016年)、「どうなる?どうする?従業者等がマイナンバー提出を拒んだら」月刊ビジネスガイド2016年2月号・No.817等参照。

バー部分が空欄の書面を提出すればよい。

(4) マイナンバーの利用

ア 利用の制限

マイナンバーの利用に関するポイントとして一番 重要なのは、マイナンバーは、原則として、社会保 障・税の手続のためにしか利用できないということ である。これを遵守するために、民間事業者におい てマイナンバーを取り扱う手続を確認し、従業者等 へ周知徹底を図る必要がある。

イ 利用者の限定

また民間事業者の中で、従業者であれば誰でもマイナンバーを利用できるとすると、監督にかかる負荷が高くなるし、万一不正等が起こった時にトレースも難しい。そこでマイナンバーの取扱担当者を限定することがガイドライン*4上、求められている。民間事業者であれば、取扱者を限定している重要情報は他にもあると思われるので、マイナンバーについても他の重要情報と同様に、取り扱うことのできる担当者を限定し、適正な利用を担保しなければならない。

ウ 取扱場所の限定

さらにマイナンバーを事業所内外のどこででも取り扱えるとすると、管理が困難になるおそれがあるし、不正・漏えい等の誘因にもなりうる。そこでマイナンバーを取り扱う場所を限定することがガイドライン上、求められている。これも、例えば会社の役員報酬や、全従業者の賞与一覧などの他の重要情報でも、通常、同様の措置が施されていると思われるので、マイナンバーについても同様に取扱場所を限定する。

(5) マイナンバーの提供

マイナンバーは外部に提供できる場合が法律上厳格に限定されている(マイナンバー法19条)。民間事業者がマイナンバーを提供する主な場合は、官(税務署、ハローワーク、自治体等)、健康保険組合、委託先(税理士、社会保険労務士、廃棄業者、システム運用・保守業者等)であるので、それ以外にマイナンバーを提供する場合は、マイナンバー法19条各号に該当するか、精査する必要がある。

またマイナンバーを提供する場合は、誤提供を避けるため、提供先・提供情報・対象者・対象情報を確認した上、漏えい・紛失等しないように、安全面に配慮する必要がある。

(6) マイナンバーの管理

マイナンバーの管理というと、安全管理措置として 多岐にわたる対応が必要となるが、重要なのは3点で あると考えられる。管理場所を限定し施錠することが 1点目、アクセス制御を行うことが2点目、不正アク セス対策を行うことが3点目である。

ア 施錠管理等

マイナンバーをどこにでも置いておけるとすると、安全が確保できないため、取扱場所を限定し、当該場所の安全を確保する。また、担当者・管理者以外はマイナンバーにアクセスできないように施錠することが重要である。もっとも、必ずしも金庫等が必要になるものではなく、キャビネットや机に施錠して保管しておくことが考えられる。

イ アクセス制御

マイナンバーを誰でも見たり更新したり廃棄したりできないように、担当者以外はマイナンバーにア

^{*4:}個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)」http://www.ppc.go.jp/files/pdf/160101_guideline_jigyousya.pdf

クセスできないようにする。書面のみで取り扱う場合は、上記の施錠管理を行う。システムでも取り扱う場合は、アクセス制限をシステム上施すことが考えられるが、中小規模事業者の場合であれば、ログインしなければ、PCやマイナンバーを管理するソフトウェアを起動できないようにするなどの方法も考えられる。

ウ 不正アクセス対策

不正アクセス対策は、インターネットに接続していれば、マイナンバーと関係なく通常求められるものである。セキュリティ対策ソフトを最新化するなど、必要なセキュリティ対策を施す必要がある。

工 安全管理措置

その他,個人情報保護委員会が公表するガイドラインでは,マイナンバーの安全管理措置について詳細な解説を行っている。求められる措置の一つに「組織的安全管理措置」があり,ここでは,体制整備,取扱情報の明確化,記録作成,点検などが求められる。「人的安全管理措置」では,従業者に対する教育・監督を行う。「物理的安全管理措置」では,盗難等の防止,持出し時の措置等が,「技術的安全管理措置」では情報漏えいの防止等が求められる。また重要事項を「基本方針」としてまとめ,従業者がマイナンバーを取り扱う際に気を付けるポイントを「取扱規程」として定めることも求められる*5。

(7) マイナンバーの廃棄

一度取得したマイナンバーは必要がなくなれば,適 切に消去等しなければならない。従業者の場合は、 継続的雇用関係にあり、雇用に伴い税務手続や社会保障手続が発生するため、マイナンバーを取り扱う必要がある。したがって、マイナンバーを取得するたびに消去する必要はない。一方で、一時的なアルバイトなど、継続的な関係にない場合、マイナンバーを取り扱う必要がなくなれば、原則として速やかに廃棄・削除しなければならない。ただし、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書などは法令で保存期間が定められており、その保存期間の間は、廃棄・削除する必要はない。

4 民間事業者と法人番号

マイナンバー制度に伴い、個人に対し付番されるマイナンバーの他、法人に対し付番される法人番号も導入された。法人番号は対象が自然人ではなく、プライバシー権侵害のおそれが考えにくいため(企業秘密等は別である)、マイナンバーとは異なり、その取扱いに際し、マイナンバー法上、遵守すべきルールがほとんど規定されていない。したがって、法人番号は分野の制限なく利用でき、すなわち、税・社会保障・災害対策以外でも活用することができる。もっとも、まずは税務手続で利用することが必要である。

法人番号は平成27年10月5日より付番され、国税 庁より書面で通知されている。登記されている法人で あれば、登記されている本店又は主たる事務所の所 在地へ通知され、登記されていない法人であれば、国 税に関する届出書に記載された本店又は主たる事務 所の所在地へ通知されている。なお、国税庁ウェブサ イト*6でも公表されている。

^{*5:}安全管理措置の詳細は、前掲注の個人情報保護委員会ガイドライン、宇賀克也=水町雅子=磯村建『論点解説 マイナンバー法と企業 実務』(日本法令、2015年)等を参照。

^{*6:} http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

個人情報漏えい時の対応 (行政機関への報告や賠償事例を含む)

日弁連情報問題対策委員会委員・当会会員 出口 かおり (64期)

1 個人情報取扱事業者に求められる措置

改正個人情報保護法(以下「新法」という)により, 従前は個人情報保護法の義務規定の適用が除外され ていた小規模事業者(個人情報データベースを構成 する個人情報によって識別される特定の個人の数の 合計が過去6月以内に5000を超えない者。いわゆる 5000件要件)も「個人情報取扱事業者」に含まれる ことになった。

これにより、現行の個人情報保護法(以下「現行法」 という)で規定されている安全管理措置等の義務が 小規模事業者にも課されるようになった。また、新法 により、利用する必要がなくなった個人データ(個人 情報データベース等を構成する個人情報)を遅滞なく 消去する努力義務も新たに規定された(新法19条)。

安全管理措置等の義務

- ①個人データの漏えい、減失又はき損の防止その 他の個人データの安全管理のために必要かつ適 切な措置(現行法20条)
- ②従業者(従業員のみならず、役職者を含む)に対する必要かつ適切な監督(現行法21条)
- ③委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督 (現行法22条)
- ④利用する必要がなくなった個人データの消去 (新法19条)

2 安全管理措置の具体的内容

(1) 各省庁のガイドライン

「必要かつ適切な措置」とは何かは、各省庁のガイド ライン等で示されており、個人データが漏えい、滅失 又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害 の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱 状況等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な 措置を講じることを求めている。

例えば、医療機関や介護関係事業者については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(いずれも厚生労働省)があり、金融庁が所管する金融分野については「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(金融庁)がある。また、事業者が雇用管理に関して個人情報を扱う際には「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」(厚生労働省)がある。いずれも関係省庁のホームページで公表*1されているので、事業者の分野に応じて適宜参照していただきたい。

多くの民間企業は、経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(以下「経産省ガイドライン」という)に基づく対策が求められる。なお、ガイドラインは現在では努力目標というよりも、法律の解釈部分を多く含んでおり、法施行の基本的な方向性や、判断基準を示すものと考えられている。経産省ガイドラインでも、「講じなければならない事項」と「望まれる事項」とを区別して記載し、前者については事業者は必ず行うことを求めている。

具体的には、以下の4つに分類されて、講じるべき 措置の内容が定められている。

①組織的安全管理措置(安全管理について従業者の 責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程 や手順書を整備運用し、その実施状況を確認する こと)

^{*1:} 個人情報保護委員会ホームページに、27分野38ガイドラインの一覧が掲載されている。 http://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_guideline_ministries.pdf

- ②人的安全管理措置(従業者に対して,業務上秘密 と指定された個人データの非開示契約の締結や教 育・訓練等を行うこと)
- ③物理的安全管理措置(入退室の管理,個人データの盗難の防止等の措置)
- ④技術的安全管理措置(情報システムへのアクセス 制御,不正ソフトウェア対策,情報システムの監視 等,個人データに対する技術的な安全管理措置)

(2) 企業規模によって安全管理措置の具体的内容は 異なり得る

大企業と中小企業とで、講じるべき安全管理措置に違いが生じることも当然あり得ることであり、経産省ガイドラインも、中小企業(中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう)においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましいとしている。

3 個人情報漏えい時の対応

(1) 増える組織内部からの流出事件

個人情報の漏えい事件は、パソコンやUSBメモリ 等が盗難に遭ったり、外部から不正アクセスされたり、 ウイルス感染したり、従業員による不正持ち出し等に よる故意の漏えいに限らず、従業員がパソコンや記録 媒体が入った鞄を電車内や店舗に忘れたりするうっかり ミスによる個人情報漏えいまで、経緯は様々である。

近年は組織の内部者による漏えい事件が相次いでおり、平成26年7月に発覚した株式会社ベネッセホールディングスの個人情報漏えい事件(顧客データベースを保守管理する業務委託先の社員が、約3504万件の個人情報を不正に持ち出して転売した)のほか、

平成27年9月には自治体職員が約68万件の有権者情報を無断で自宅に持ち帰って外部に流出させたりした。

独立行政法人情報処理機構(IPA)が平成28年3 月に公表した「内部不正による情報セキュリティインシデント実態調査」調査報告書(個人情報に限らず、機密情報等の流出事案を含む)によれば、内部不正の約6割はうっかりミスであり、情報の主たる持ち出し手段はUSBメモリであるとのことである*2。

経産省ガイドラインは、個人データが外部に漏えい した場合の対応として、次のような措置を講じること が望まれるとしている。

- ①事実関係を調査し、その原因を究明すること
- ②誰の・どのような情報が・どこに漏えいしたのかなど、 ①で特定した事実関係による影響の範囲を特定する こと
- ③上記で究明した原因を踏まえての再発防止策の検討 及びその実施
- ④影響を受ける可能性のある本人への連絡(二次被害の防止・類似事案発生回避等の観点から、事案の内容等に応じて、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し又は本人が容易に知り得る状態に置くこと)
- ⑤主務大臣等への報告 (新法施行後は個人情報保護 委員会への報告も含む)
- ⑥事実関係, 再発防止策等の公表

(2) 特定個人情報漏えいの場合

漏えいした情報が特定個人情報(個人番号等を内容に含む個人情報)である場合は,個人情報保護委員会が定める「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に従った

^{*2:「}内部不正による情報セキュリティインシデント実態調査」報告書について、IPAのホームページを参照。 http://www.ipa.go.jp/security/fy27/reports/insider/index.html

対応が求められるが*3, その内容は基本的に上記の 経産省ガイドラインと同様である。

なお、漏えい等、マイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100人を超えるなど、「重大な事態」が生じた場合は、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になる。

(3) 個人情報保護委員会が取り得る措置

新法の全面施行時(公布日である平成27年9月9日から2年を超えない日)には、現在、各主務大臣が保有している個人情報保護法に関する勧告・命令等の権限が個人情報保護委員会に一元化される。

漏えい事案が起こった場合,個人情報保護委員会が取り得る措置は様々である。例えば,個人情報取扱事業者に対して必要な報告・資料提出を要求したり(新法40条1項),立入検査を行ったり(同条項),安全管理措置等の義務の履行に関して必要な指導及び助言を行ったり(新法41条),違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告したり(新法42条1項),勧告に従わず個人の重大な権利利益の侵害が切迫している場合は命令したり(同条2項),個人の重大な権利利益を侵害する事実があるために緊急に措置をとる必要がある場合には,違反行為の中止等の必要な是正措置を講じることを命ずること(同条3項)もできる。

これらの権限の実効性を確保するため、報告・資料提出要求に従わない者や虚偽の報告をした者、立入検査を拒否したり妨げたりした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(新法85条)。また、上記の命令に違反した者にも同様の罰則がある(新法84条)。いずれも、両罰規定により法人にも30万円以下の罰金が科せられる(新法87条)。

(4) 漏えいに対する罰則

ア 個人情報の場合

個人情報の故意の漏えいについては、現行の個人情報保護法には直接的な罰則は定められておらず、措置命令や是正命令に違反した場合にはじめて、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられるという、いわゆる間接罰にとざまっていた(現行法74条)。

新法では直接罰が設けられ、個人情報取扱事業者の役職員等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(新法83条)。法人にも50万円以下の罰金が科せられる(新法87条)。

イ 特定個人情報の場合

故意に漏えいした情報が特定個人情報の場合は、 マイナンバー法により重い罰則が科せられている。

すなわち、個人番号関係事務に従事する職員 (民間企業等で従業員から個人番号を集める業務に 従事する者など)が、正当な理由なく、特定個人情 報ファイルを外部に漏えいした場合には、4年以下の 懲役もしくは200万円以下の罰金またはこれらを併 せた刑事罰が適用される(マイナンバー法51条*4)。 また、両罰規定により、法人にも200万円以下の罰 金が科せられる(同法60条1項*4)。

4 漏えい事案の損害賠償請求について

(1) 裁判例

個人情報の漏えい事案で、流出した個人情報の本人から民事の損害賠償請求がなされた裁判例として、

^{*3:} 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について、http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/ 参照。

^{*4:}条文は平成28年1月1日現在。

①大阪高裁平成13年12月25日判決(宇治市住民基本台帳データ大量漏えい事件),②大阪地裁平成18年5月19日判決(判例タイムズ1230号227頁),③東京高裁平成19年8月28日判決(判例タイムズ1264号299頁。一審の東京地裁平成19年2月8日判決(判例タイムズ1262号270頁)を踏襲)が挙げられる。

①は、自治体が住民基本台帳データ(住所・氏名・性別・生年月日、転入日・転出先、世帯主名等)を使用したシステムの開発を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルバイト従業員がこれを不正にコピーして名簿業者に販売し、そこからさらに転売される等した事案で、自治体に対する損害賠償請求が一部認容された(慰謝料一人あたり1万円)。

②は、インターネット接続サービス事業者が管理する顧客情報データベース(住所・氏名、電話番号、メールアドレス、ID等)について、社外からインターネット経由でリモートアクセス可能な状態にし、かつ、リモートアクセス時のパスワードの定期的な変更も行っていなかった状況下で、前にアクセス権限を与えられていた者が、業務終了後に不正にアクセスして顧客情報を取得した事案で、当該事業者に対する損害賠償請求が一部認容された(慰謝料一人あたり5000円)。

③は、エステサロンのホームページ経由で無料体験募集に応じて入力された個人情報(住所・氏名、年齢、電話番号等)が、当該エステサロン経営主体から委託を受けたウェブサイトの管理業者のミスにより、インターネット上で自由にこれらの個人情報にアクセスできる状態に置かれた事案で、当該エステサロン経営主体に対する損害賠償請求が一部認容された(慰謝料一人あたり3万円)。

(2) 裁判例からわかること

①から③のいずれの事案も、判決は、個人情報取

扱者に対して、個人情報保護のための必要な措置を 講じるべき義務(①判決は「秘密の保持に万全を尽くすべき義務」と表現されている)があるとしており、 ②判決及び③の一審判決では、かかる義務を導くに 当たって、関係省庁が定める個人情報保護に関する ガイドラインの存在を挙げている。このように、関係 省庁のガイドラインは、個人情報保護に関する事業者 の注意義務を導く資料となっており、今後、個人情 報取扱事業者が個人データを管理するにあたっては、 経産省ガイドラインのほか、取り扱う個人情報の性質 に応じて適宜、関係省庁のガイドラインを参照し、こ れらのガイドラインに沿った情報管理を行うことが求 められる。

慰謝料額については、①の裁判例で認められた一人1万円という慰謝料額に基づき、以後、基本4情報(住所・氏名・性別・生年月日)の流出で一人1万円程度の慰謝料と言われている(①では弁護士費用として一人あたり5000円も認められており、合計で一人1万5000円になる。なお、弁護士費用は、②で一人あたり1000円、③で一人あたり5000円が認められている)。③の裁判例が、一人3万円と他の事案と比べて高額な慰謝料を認めたのは、基本的な個人識別情報のみの場合と比較して、当該エステサロンのエステティックサービスに関心があって個人情報を提供したことが、一般人の感受性を基準にしても秘匿されるべき必要性が高いと考えられたことや、実際に二次流出や二次被害があったことを考慮したものと思われる。

今後、特定個人情報の漏えい事案について損害賠償請求訴訟が提起された場合、個人番号が原則として生涯不変・唯一無二であり、漏えいに対する罰則も通常の個人情報の漏えいと比べて重いことからすると、慰謝料額も比較的高額になる可能性が高いであるう。